

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

工務課 給水係

議案名

議案第11号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

趣旨・目的

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)の中で水道法が改正されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行おうとするものです。

概要

法改正により、水道整備・管理行政が、次のとおり、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、条例中に引用する文言の整理を行うものです。

	現行	改正後
水道整備・管理行政全般	厚生労働大臣	国土交通大臣
水質又は衛生に関する水道行政	厚生労働大臣	環境大臣

《改正する条例》

- (1) 桐生市水道事業給水条例
- (2) 桐生市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

近年の水道整備・管理行政では、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組むことが求められること等を背景として、水道法の改正を始めとする整備法が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されます。

当該法改正により、現在、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政が、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に、水質又は衛生に関することが、河川等の水質に関する専門的な知見を有する環境省に移管されます。